

議案第17号

名張市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

名張市就学援助費交付要綱（平成19年教育委員会告示第7号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定する。

平成29年11月6日提出

名張市教育委員会
教育長 上島 和久

名張市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

1. 改正理由

就学援助を求める小学校入学前の就学予定者の保護者に対して、新入学児童生徒学用品費等を前倒しして支給することをもって義務教育の円滑な実施に資するほか、また就学援助費のうちの医療費に関する事務が「行政手続きにおけるため特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の別表第1に定められているため、就学援助申請と医療券発行申請を切り離し、別申請とするために所要の改正を行う。

2. 改正内容

- (1) 目的及び定義に「就学予定者」を加える。また、就学予定者への支給は、新入学児童生徒学用品費等に限ることを明記する。
- (2) 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給用の申請書及び通知書、医療券発行申請書の様式を定める。
- (3) 年度途中の申請者について、支給の開始の時期を明記する。
- (4) その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

名張市就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱

名張市就学援助費交付要綱（平成19年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童生徒」の次に「又は就学予定者」を加える。

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「児童生徒」の次に「又は就学予定者」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 この要綱において「就学予定者」とは、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者であって、名張市に住所を有し、かつ、翌年度の初めから名張市立小学校に就学する予定のものをいう。

第4条第1項に次の1号を加える。

(7) 新入学児童生徒学用品費等

第4条に次の1項を加える。

- 4 就学予定者の保護者は、第1項第7号に掲げるものに限り、受給することができる。

第5条中「保護者は、」の次に「毎年度、」を加え、「毎年」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 第3条第2号の認定を受けようとする就学予定者の保護者は、就学援助申請書（兼同意書）新入学児童生徒学用品費等入学前支給用（様式第1号の2）に委員会が指定した書類を添付して委員会に提出しなければならない。

- 3 前条第1項第6号に規定する医療費の援助を受けようとする保護者は、毎年度、医療券発行申請書（様式第1号の3）に委員会が指定した書類を添付して委員会に提出しなければならない。

第6条第2項中「民生委員」を「民生委員・児童委員」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 委員会は、第1項の決定を行ったときは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ当該各号に定める書類をもって保護者に通知するとともに、学校長へ通知するものとする。

(1) 前条第1項の規定による申請 就学援助認定通知書（様式第2号）又は就学援助審査結果通知書（様式第3号）

(2) 前条第2項の規定による申請 就学援助認定通知書（様式第2号の2）又は就学援助審査結果通知書（様式第3号の2）

第6条に次の1項を加える。

- 4 委員会は、前条第3項の規定による申請に対し、第1項の認定の決定を行ったときは、当該申請をした保護者に医療券を交付するものとする。

第7条第1号中「まで」の次に「及び第7号」を加え、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、第5条第1項の規定による申請に対し、前条第1項の認定の決定を行ったときは、当該申請があった日の属する月の翌月（4月に当該申請をした場合にあつては、その4月）からの就学援助費の給付を行うものとし、その年額は、月割による。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

（略）

様式第1号の次に次の2様式を加える。

様式第1号の2（第5条関係）

（略）

様式第1号の3（第5条関係）

（略）

様式第2号を次のように改める。

（略）

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第6条関係）

（略）

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第6条関係）

（略）

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

名張市就学援助費交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき就学困難な児童生徒又は<u>就学予定者</u>の保護者に対して名張市が必要な援助を与え、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 この要綱において「就学予定者」とは、(学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者であつて、名張市に住所を有し、かつ、翌年度の初めから名張市立小学校に就学する予定のものをいう。</u></p> <p><u>3 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童生徒又は就学予定者を現に監護するものをいう。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>(就学援助費の種類等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 新入学児童生徒学用品費等</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 就学予定者の保護者は、第1項第7号に掲げるものに限り、受給することができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき就学困難な児童生徒の保護者に対して名張市が必要な援助を与え、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童生徒を現に監護するものをいう。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(就学援助費の種類等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>(申請)</p> <p>第5条 第3条第2号の認定を受けようとする児童生徒の保護者は、<u>毎年度、就学援助申請書（兼委任状兼同意書）（様式第1号）に委員会が指定した書類を添付して委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>第3条第2号の認定を受けようとする就学予定者の保護者は、就学援助申請書（兼同意書）新入学児童生徒学用品費等入学前支給用（様式第1号の2）に委員会が指定した書類を添付して毎年委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前条第1項第6号に規定する医療費の援助を受けようとする保護者は、毎年度、医療券発行申請書（様式第1号の3）に委員会が指定した書類を添付して委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(申請)</p> <p>第5条 第3条第2号の認定を受けようとする児童生徒の保護者は、<u>就学援助申請書（兼委任状兼同意書）（様式第1号）に委員会が指定した書類を添付して毎年委員会に提出しなければならない。</u></p>
<p>(認定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の認定を行うために必要のあるときは、<u>委員会は、学校及び民生委員・児童委員の助言を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>委員会は、第1項の決定を行ったときは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ当該各号に定める書類をもって保護者に通知するとともに、学校長へ通知するものとする。</u></p> <p> (1) <u>前条第1項の規定による申請 就学援助認定通知書（様式第2号）又は就学援助審査結果通知書（様式第3号）</u></p> <p> (2) <u>前条第2項の規定による申請 就学援助認定通知書（様式第2号の2）又は就学援助審査結果通知書（様式第3号の2）</u></p> <p>4 <u>委員会は、前条第3項の規定による申請に</u></p>	<p>(認定)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の認定を行うために必要のあるときは、<u>委員会は、学校及び民生委員の助言を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>委員会は、第1項の決定を行ったときは、就学援助認定通知書（様式第2号）又は就学援助審査結果通知書（様式第3号）をもって保護者に通知するとともに、学校長へ通知するものとする。</u></p>

改正案	現行
<p><u>対し、第1項の認定の決定を行ったときは、当該申請をした保護者に医療券を交付するものとする。</u></p> <p>(就学援助費の給付)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) 第4条第1項第1号から第4号まで及び第7号の就学援助費については、原則として認定された保護者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、学年費、学級費等の学校納付金に滞納がある場合は、保護者の同意により、学校長に支払うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 <u>委員会は、第5条第1項規定による申請に対し、前条第1項の認定の決定を行ったときは、当該申請があった日の属する月の翌月(4月に当該申請をした場合にあつては、その4月)からの就学援助費の給付を行うものとし、その年額は、月割による。</u></p>	<p>(就学援助費の給付)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1) 第4条第1項第1号から第4号までの就学援助費については、原則として認定された保護者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、学年費、学級費等の学校納付金に滞納がある場合は、保護者の同意により、学校長に支払うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

改正

平成21年7月24日教育委員会告示第1号

平成23年2月4日教育委員会告示第4号

平成26年1月22日教育委員会告示第1号

平成29年 月 日教育委員会告示第 号

名張市就学援助費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき就学困難な児童生徒又は就学予定者の保護者に対して名張市が必要な援助を与え、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「児童生徒」とは、名張市立小中学校に在籍している者及び名張市に住所を有する区域外就学者をいう。

2 この要綱において「就学予定者」とは、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者であって、名張市に住所を有し、かつ、翌年度の初めから名張市立小学校に就学する予定のものをいう。

3 この要綱において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童生徒又は就学予定者を現に監護するものをいう。

4 この要綱に基づいて交付する援助費は、「就学援助費」という。

(交付対象者)

第3条 就学援助費の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

(2) 次のいずれかに該当する者で、名張市教育委員会（以下「委員会」という。）が認定したもの

ア 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する者

イ 前年度又は当年度において、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく市町村民税の非課税である世帯に属する者

- ウ 前年において、所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく所得税の非課税である世帯に属する者
- エ 前年度又は当年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止された世帯に属する者
- オ 前年度又は当年度において、地方税法に基づく市民税、固定資産税、個人事業税、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく国民年金保険料又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく国民健康保険税の減免を受けた世帯に属する者
- カ 生活福祉資金の貸与を受けている世帯に属する者
- キ 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所に登録した日雇労働者である世帯に属する者
- ク 前年の世帯の所得が、生活保護基準（生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した需要の額をいう。）の1.2倍以内である世帯に属する者
- ケ その他委員会が援助が必要であると認める者
(就学援助費の種類等)

第4条 就学援助費の種類は、次に掲げるものとする。ただし、生活保護法により援助が行われているものは除く。

- (1) 学用品、通学用品及び校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- (2) 修学旅行費
- (3) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (4) 通学費（名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金の交付対象となる者で、公共交通機関を利用する場合に限る。）
- (5) 学校給食費
- (6) 医療費
- (7) 新入学児童生徒学用品費等

2 前項各号の就学援助費の額は、文部科学大臣が定める国の補助限度額を基準として委員会が定める。

3 区域外就学等の場合の就学援助費は次に定めるとおりとする。

- (1) 就学援助費のうち、第1項第5号及び第6号については、それぞれ学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条により、学校所在地市町村が給付を行う。

(2) 前号以外の就学援助費については、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）第2条により、保護者の住所地の市町村が給付を行う。

4 就学予定者の保護者は、第1項第7号に掲げるものに限り、受給することができる。

（申請）

第5条 第3条第2号の認定を受けようとする児童生徒の保護者は、毎年度、就学援助申請書（兼委任状兼同意書）（様式第1号）に委員会が指定した書類を添付して委員会に提出しなければならない。

2 第3条第2号の認定を受けようとする就学予定者の保護者は、毎年度、就学援助申請書（兼同意書）新入学児童生徒学用品費等入学前支給用（様式第1号の2）に委員会が指定した書類を添付して委員会に提出しなければならない。

3 前条第1項第6号に規定する医療費の援助を受けようとする保護者は、毎年度、医療券発行申請書（様式第1号の3）に委員会が指定した書類を添付して委員会に提出しなければならない。

（認定）

第6条 委員会は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、認定又は否認の決定を行う。

2 前項の認定を行うために必要のあるときは、委員会は、学校長及び民生委員・児童委員の助言を求めることができる。

3 委員会は、第1項の決定を行ったときは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ当該各号に定める書類をもって保護者に通知するとともに、学校長へ通知するものとする。

（1）前条第1項の規定による申請 就学援助認定通知書（様式第2号）又は就学援助審査結果通知書（様式第3号）

（2）前条第2項の規定による申請 就学援助認定通知書（様式第2号の2）又は就学援助審査結果通知書（様式第3号の2）

4 委員会は、前条第3項の規定による申請に対し、第1項の認定の決定を行ったときは、当該申請をした保護者に医療券を交付するものとする。

（就学援助費の給付）

第7条 委員会は、次に掲げるところにより給付するものとする。

（1）第4条第1項第1号から第4号まで及び第7号の就学援助費については、原則として認定された保護者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、学年費、学級費等の

学校納付金に滞納がある場合は、保護者の同意により、学校長に支払うものとする。

(2) 第4条第1項第5号の就学援助費については、保護者からの委任により、学校長に支払うものとする。

(3) 第4条第1項第6号の就学援助費については、医療機関等からの請求に基づき、当該医療機関等に支払うものとする。

2 委員会は、第5条第1項規定による申請に対し、前条第1項の認定の決定を行ったときは、当該申請があった日の属する月の翌月（当該年度の4月に当該申請をした場合にあつては、当該年度の4月）からの就学援助費の給付を行うものとし、その年額は、月割による。

(変更等)

第8条 就学援助の認定を受けた者が、第5条により提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、就学援助変更届（様式第4号）をもって委員会に届けなければならない。

2 就学援助の認定を受けた者が、就学援助費の交付を辞退しようとする場合は、就学援助辞退届（様式第5号）をもって委員会に届けなければならない。

(返還)

第9条 就学援助費の給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 就学援助費を目的外に使用したとき。
- (2) 就学援助費の給付を必要としなくなったとき。
- (3) 虚偽により就学援助費の交付を受けたとき。
- (4) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(交付対象者の資格の特例)

2 当分の間、第3条第2号クの規定の適用については、同号ク中「生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とする。

附 則（平成21年7月24日教育委員会告示第1号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の名張市就学援助費交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年2月4日教育委員会告示第4号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月22日教育委員会告示第1号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月6日教育委員会告示第 号）

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号の2（第5条関係）

様式第1号の3（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第2号の2（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第3号の2（第6条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）